

令和3年第6回定例会

江東区教育委員会会議録

令和3年6月25日（金）

江東区教育委員会

令和3年第6回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和3年6月25日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和3年6月25日（金）午前10時25分
- 3 開会場所 江東区文化センター（第6・7会議室）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、棚瀬江東図書館長

6 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
- (2) 令和3年第2回区議会定例会（教育委員会関係）について
- (3) 令和2年度体罰調査の結果と今後の対応について

7 協議事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務専念義務の免除等の取り扱いについて

8 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和3年第6回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、本田委員にお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項1 新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

杉村事務局次長 それでは、私から新型コロナウイルス感染症にかかる区立学校園の対応について御報告申し上げます。資料1を御覧願います。

こちらの表は令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症に係る学校運営に関しまして、教育委員会からの通知を時系列に掲載したものでございます。

3ページをお開き願います。東京23区は、6月21日より、それまでの緊急事態宣言からまん延防止等重点措置の適用に移行したことを受けまして、6月18日に区立学校等の運営について第25報の通知を行いましたので、記載の追加を行っております。

4ページを御覧願います。こちらが第25報でございます。今回の第25報につきましては、前回のまん延防止等重点措置の適用の期間中の学校運営について通知をいたしました第23報時点の内容に戻すことを基本とするものとなっております。

2の学習活動につきましては、(3)、(4)、(6)で、学校公開、保護者会、その他学校行事の実施につきましては、オンラインの活用や公開を保護者のみとするなど実施方法を工夫すること、また(5)で、校外活動につきましては、区内までの範囲とするとしております。

3の部活動につきましても、感染症対策を講じながら生徒の体力、健康状態に留意し、実施内容、方法を工夫しながら活動を計画することとし、詳細につきましては別途通知するとしてしております。

4のきっずクラブについては、A登録を再開し、感染症対策を徹底しながら通常どおりの運営に戻すとともに、5の区立幼稚園における預かる保育につきましても、通常どおりの運営に戻すとしてございます。

6のその他事業については、学校施設開放につきましては、前回同様に使用時間を午後8時までとし、再開するとしていたしました。また、土曜・放課後学習時教室、地域学校協働活動については、感染防止対策の徹底を行った上で実施するとしております。

6ページを御覧願います。6月18日に江東区新型コロナウイルス対策本部が開催されて決定いたしました緊急事態宣言の解除及びまん延防止等重点措置への移行に伴う区の対応の内容でございます。

区における対応も、基本的に前回のまん延防止等重点措置期間の対応に準じたものとなっております。3の区としての主な措置事項も、重点措置適用期間中の利用は20時までとし、イベント、会議や学校、保育園、図書館などの各施設の貸出し、運営及び区民への呼びかけにつきましては、(2)から(11)に記載のとおりとなっております。

恐れ入りますが、3ページにお戻り願います。学校園・きっずクラブでの新型コロナウイルス感染症発生状況につきましては、6月24日現在、記載のとおり、小学校31校、中学校14校、幼稚園1園、きっずクラブ12室。感染者数は、児童生徒71人、教職員等56人となっております。発生した各校では濃厚接触者が特定された後、一定期間の休業や休室、学級閉鎖、濃厚接触者の自宅待機等の措置を講じてございます。

長くなりましたが、私からの御報告は以上でございます。

本多教育長

本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和3年第2回区議会定例会（教育委員会関係）
についてを説明願います。

杉村事務局次長 それでは、令和3年第2回区議会定例会の教育委員会関係について御
説明申し上げます。資料2を御覧願います。

令和3年第2回区議会定例会は、6月9日の本会議で5名の代表質問
が、翌10日の継続本会議で9名の通告により質問が行われ、全体で4
5本の質問がございました。このうち、教育関連では、資料に記載のと
おり4名の方から5本の質問がございましたが、質問と答弁の概要は資
料記載のとおりでございますので、ここでは簡潔にポイントを絞って御
報告をさせていただきます。

まず1人目、区議会自由民主党の川北直人議員は、代表質問で、教育
施策について、今年度の教育施策の展望とGIGAスクール構想、デジ
タル教科書の展開についての質問がございました。教育施策の展望につ
きましては、「with…～ともに～」をキーワードに教育推進プラン・
江東（第2期）を推進していく考えであり、GIGAスクール構想、デ
ジタル教科書については各校で工夫しながら取り組んでいく旨、答弁い
たしました。

2人目、あたらしい未来会議の三次ゆりか議員は、代表質問で、主に
拡充を求める性教育と生命の安全教育についての質問と、いわゆる置き
勉の実施など、家庭や児童の負担軽減に関する2本の質問がございまし
た。このうち、性教育と生命の安全教育につきましては、学習指導要領
に基づき、発達段階に応じた指導の充実を図っている旨、答弁するとと
もに、置き勉につきましては、文部科学省の通知を受け、各校で実態に
即した見直しを図るよう通知している旨、答弁いたしました。

3人目の区議会民政クラブの酒井なつみ議員は、通告質問で、こども
の諸課題として、主に性犯罪・性暴力対策を講じることを求める質問が
あり、採用時に免許の確実な確認を実施していることやサービス事故防止研
修の実施により対策の強化を図る旨、答弁いたしております。

4人目の区議会自由民主党のおおやね匠議員は、通告質問で、使える
英語の小学校・中学校教育ということで、主に小学校・中学校における
英語教育を対話方式を進め、英語のコミュニケーション能力を身につけ
られるようにするべきとの質問で、小学校1年生からALTの配置をし
ていることや教員研修等による小中連携など、今後も英語教育の充実に
努めていく旨、答弁しております。

一般質問につきましては、以上でございます。

次に、6月18日の文教委員会について御報告をさせていただきたい
と思います。

7ページを御覧願います。議題は記載の30件でございます。

まず、議題の1、議案第27号は、5月25日の教育委員会定例会で御審議の上、御可決いただいたもので、奨学資金の返還に係る民事訴訟の提起について、賛成多数で可決されました。

次に、議題の2、議案第40号でございますが、こちらも5月25日の教育委員会定例会で御審議の上、御可決いただいたもので、新たに江東区立こどもプラザ図書館を設置するため、江東区立図書館条例の一部を改正することについて、賛成全員で可決されております。

次に、議題3から26までは、いずれも継続審議となっている陳情で、このうち議題23、2陳情第47号につきましては、陳情提出者より取下げの申請が出されたため、本委員会では議題23の陳情取下げについて諮られ、全員了承により取下げが決定されております。

その他の案件につきましては、これまでの審議経過等を説明した後、引き続き継続審査となっております。

次に、8ページを御覧いただきたいと思っております。議題27から29までの3件は、本委員会に新たに付託された陳情でございます。

議題27、3陳情第14号は、有明小学校から有明中学校に入学する場合と同じように、学校選択制を利用して、辰巳中学校の学区の小学校に入学した児童が辰巳中学校に入学する際に、学校選択によらず入学できるように学校選択制の改正を求めるという陳情でございます。こちらにつきましては、小中連携教育を実践する統一型施設となっている有明小中の場合が学校選択制における特例的な取扱いとなっている旨、説明をし、継続審査となっております。

次に、議題28、3陳情第15号は、コロナ禍等により登校が困難な児童生徒に対して、オンライン授業の実施、出席扱いとするなど不利益な取扱いをしないことを求める陳情でございます。現在、オンラインで学習する環境を整備し実施する中で、出席停止扱いとするなど登校が難しい場合の対応については、家庭との連携も含め個別に対応していく旨、説明をし、継続審査となっております。

次に、議題29、3陳情第21号でございますが、こちらは小中学校の女子トイレ個室に生理用品の設置を求める陳情でございます。区立小中学校では、保健室に生理用品を備え、申出のあった児童生徒に渡していること、その際に養護教諭が心身や家庭の状況等を聞き取り、必要に応じた相談支援につなげるなど、きめ細かな対応を図っていること、こどもの気持ちに寄り添った設置の在り方について、学校とともに検討していく考えである旨、こちらを御説明し、継続審査となっております。

議題につきましては、以上でございます。

次に、2の報告事項及び3の協議事項につきましては、資料に記載のとおりでございますが、2の報告事項につきましては、教育委員会定例会におきまして報告、御協議いただいた案件でございますので、説明は省略させていただきます。

また、3の協議事項の東京都に対する要望事項につきましては、協議の結果、文教委員会として東京都に要望する事項は特になくということ、実施しないということになってございます。

以上、大変長くなりましたが、令和3年第2回区議会定例会の報告とさせていただきます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 令和2年度体罰調査の結果と今後の対応についてを説明願います。

飯塚指導室長 それでは、令和2年度体罰調査の結果と今後の対応について御報告いたします。資料3を御覧ください。

まず、1の体罰調査についてでございます。この調査は、令和2年12月1日から12月18日までの間に校長が直接教職員を対象として個別の聞き取りを行うとともに、児童生徒に対して質問紙による調査を実施し、判明した体罰等と令和2年度のそれ以前に既に東京都に報告をした体罰等、それから、その後、3月末までの間に発生した体罰等を加えた結果となっております。この結果は、6月24日の東京都教育委員会において報告され、既に公表されております。東京都全体の状況としては、体罰を行った教員は、令和2年度は7人で、令和元年度の19人から63%の減少となっており、調査を開始した平成24年度と比較すると96%の減となっております。

それでは、本区の状況について御説明いたします。

2の(1)体罰が行われた学校の欄を御覧ください。令和2年度に体罰があった本区の学校は、砂町中学校1校でございます。平成29年度に中学校1校で発生して以来、平成30年度及び令和元年度は区内での体罰は発生しておりませんでした。中学校1校での体罰は1件であり、事案の概要は、バドミントン部に所属する男子生徒を指導した際、右手に持ったバドミントン用ラケットのフレーム部分で同生徒の頭頂部を4回たたきつけたものです。体罰を受けられた保護者及び本人には、学校から直接謝罪をいたしました。体罰は重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも認められることなく、これらのことは全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であると認識しております。今後も、体罰等をゼロにすることを目指し取組を進めてまいります。

続いて、3の教育委員会の対応についてを御覧ください。校園長会、副校園長会で体罰防止について既に周知を図っております。

また、区独自で服務事故防止ポスターを配布し、特に体罰防止に関するチラシも作成し、学校園を通じて全教職員に配布しております。

また、本区では毎月1回、全校園においてサービス事故防止研修を実施して思っています。

さらに、江東区独自に、教育委員会事務局次長を委員長として、校園長や副校長、教育委員会事務局の課長を委員としたサービス事故防止対策推進委員会を設置し、サービス事後防止への取組を進めております。

今年度は新たに全教職員を対象として区独自のサービス事故未然防止調査を実施し、サービス事故につながりそうなことがないか確認をいたしました。

体罰は決して許されることではないということを様々な機会を活用し、全ての教職員の心に響くよう指導の工夫、徹底を図ってまいります。

報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。

鈴木委員 3の教育委員会の対応についての(9)に、部活動外部指導員からの誓約書を提出すると書いてありますけれども、どのような形の内容なのか。それから、今まで事故はなかったのか。また、あった場合は何か規定があるのか、その辺を教えていただきたい。

守屋教育支援課長 こちらの誓約書でございますが、書面で、直筆で宣誓をする内容となっております。私どもも公務員として勤務するに当たり誓約書を記入しておりますが、それと同等の内容となっております。

また、事故等が発生した場合は、これは区の全体の中で、職員課等ございますけれども、そういったところにも諮っていくような流れになるかと思えます。今まで事故は起こっておりません。

本多教育長 よろしいですか。

本田委員 ありがとうございます。サービス事故防止研修会なんですけれども、もちろん体罰、暴力、暴言が駄目という研修はなさっているかと思うんですが、一方で、いわゆるそれを気にしすぎて、こどもになめられるという事態も発生していることと思えます。その防止研修の中では、そうした叱り方みたいなものも学んでいらっしゃるのでしょうか。

飯塚指導室長 体罰防止に向けた取組とともにガイドラインを示しまして、懲戒の範囲内であるか、それとも不適切な指導であるか、また体罰に当たるのかどうかというようなところは明確に区分がされていますので、それを基に研修を進めております。

また、教職員に対しては、アンガーマネジメントであるとか、適切な指導の仕方であるとか、そういったところについては研修を進めているところでございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

本田委員 はい。

本多教育長 実際に今、室長からありましたように、指導の範囲内であるということとか、これはもう不可避できない、要するに体罰ではないけれども、身体的な、有形力の行為だというものもしっかりと例示がされているので、教員はそれに基づいて、要するに、こどもたちの安全を守るためであれば、こういった行為は許されるとか、こういった言葉がけは体罰や暴言にはならないというようなこととか、そういったことについて学んで、深めているところです。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。

協議事項1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務専念義務の免除等の取り扱いについてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

飯塚指導室長 それでは、恐れ入ります、資料4を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務専念義務の免除等の取り扱いについて御説明いたします。

1番の内容としましては、「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種を受ける場合」及び「新型コロナウイルス感染症との関連性が高い症状により療養する必要がある場合」の職員の職務専念義務の免除について、特別区人事委員会より承認された内容は次のとおりです。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合については、公務に支障のない範囲内で勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、必要最小限の時間といたします。

(2) 新型コロナウイルス感染症との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合については、勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の日数。ただし、予防接種当日から引き続く3日間を上限とします。

2の給与についてですが、先ほどの(1)、(2)の場合、共に給与の減額を免除いたします。

3の取扱期間につきましては、令和3年4月1日から当分の間となっております。

対象職員としては、県費負担教育職員、幼稚園教育職員となります。

その他でございますが、県費負担教育職員については、1の(1)の

職務専念義務の免除のみを対象とし、1の(2)のサービスの取扱いについては、都立学校教育職員と同様に「事故欠勤」または「病気休暇」といたします。

説明は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。

進藤委員 先ほどお話があったんですけども、教職員の接種状況というのは、今どんなものでございましょうか。

飯塚指導室長 教職員に対しましては、区で把握している部分につきましては、区で行っている余剰ワクチンの接種の状況なんですけれども、最新のデータとしては、集団接種会場と個別接種会場と全部合わせて500名弱というような状況です。今週から、2回目の接種に取りかかっているところです。

進藤委員 分かりました。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。

本田委員 これは、副反応が出た場合のお休みも含まれているということでしょうか。

飯塚指導室長 副反応が出た場合には、1の(2)が適用されるとしております。

本多教育長 よろしいでしょうか。

本田委員 はい。

本多教育長 ほかにいかがでしょうか。

鈴木委員 今の本田委員の追加で、副反応が出た方というのはいらっしゃるのでしょうか。

飯塚指導室長 副反応の報告は、今のところございません。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、お諮りいたします。本案について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもちまして令和3年第6回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。